

# 障害者意思疎通を促進

## 手話や点字 明石市が条例制定へ

明石市の泉房穂市長は17日の記者会見で、手話言語など障害者のコミュニケーション促進を図る条例を制定する考えを明らかにした。来年3月の議会に提案し、4月の制定を目指すという。

同市は、障害を理由とした差別の解消を目指すとして国が成立させた障害者差別解消法が2016年4月に施行されるのを前に、障害者枠の職員採用や、差別を考えるフォーラム開催などの施策を進めて

いる。国が改正した障害者基本法では、手話を言語と規定しており、鳥取県や三重県松阪市など5自治体が「手話言語条例」を制定している。明石市の条例は手話だけでなく、点字やひらがな表記など、障害者の意思疎通のための幅広い手段確保を目指す内容を盛り込め、コミュニケーション手段の促進を図る。

条例の項目案では、前文に制定の背景やコミュニケーション手段促進の重要性を記し、総論で基本理念や取り組みの方針、市・市民・事業者の責務などを示す。手話通訳・点訳

者の養成や普及、ひらがな表記による障害者への配慮も明記する。

8月に市内障害者団体や事業者、ボランティア、学識経験者らによる検討委員会を設け、12月上旬に条例の概要を提示する方針。また、明石市は並行して、障害者差別全般を想定した条例整備も検討しており、障害者差別改正法施行に合わせ、16年4月の制定を目指す。【駒崎秀樹】